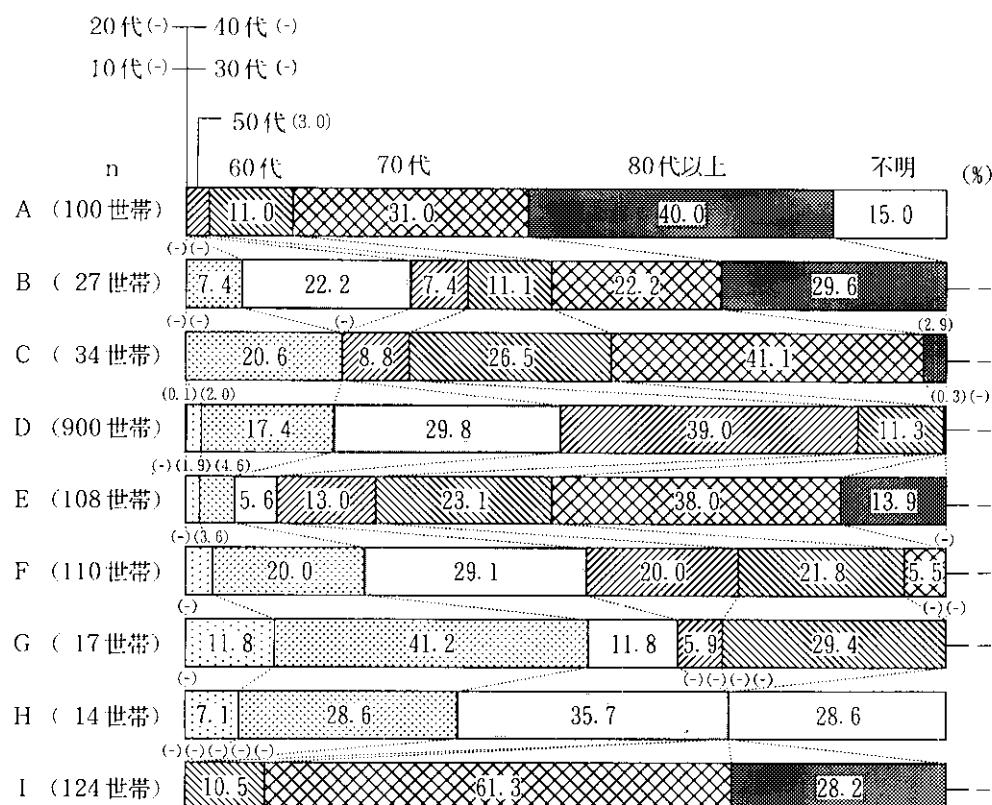


問4 貴団体の会員について、親の年齢別の内訳を把握していますか。

図C-4 親の年齢別内訳

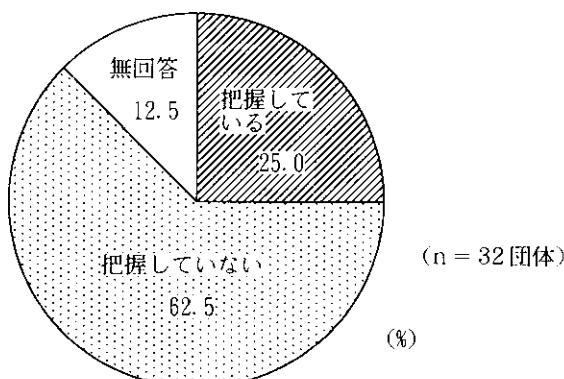


さらに、会員の子どもの学齢別人数を「把握している」団体は、都道府県等団体では1団体もなかったが、東京都の単位団体では4分の1にあたる8団体（25.0%）が「把握している」と答えている（図C-5）。

子どもの年齢別人数の平均は、乳幼児 5.4人、小学生 20.9人、中学生 10.1人、高校生（15～18歳）6.4人、18歳以上 17.2人となっている。

問5 貴団体の会員について、子どもの学齢別内訳を把握していますか。

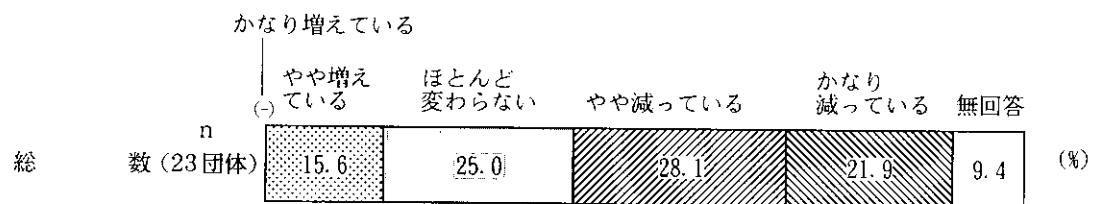
図C-5 子どもの学齢別内訳の把握状況



2. 会員数の動向

問6 過去5年間の入退会者の動向はどのようなものですか。

図C-6 入退会者の動向



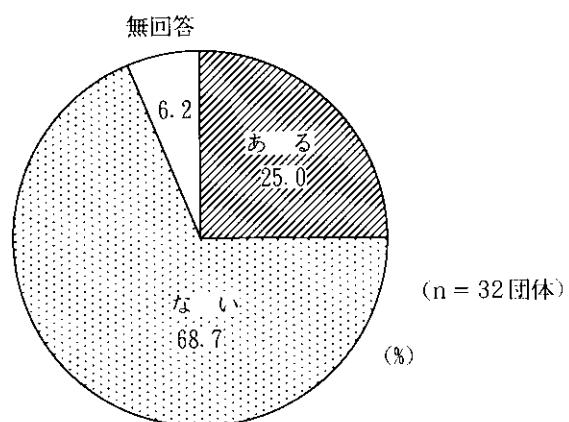
過去5年間の入退会者の動向は、「やや減っている」が9団体(28.1%)、「かなり減っている」が7団体(21.9%)で、会員数が『減っている』という団体が半数である。

一方、「やや増えている」団体が5団体(15.6%)、「ほとんど変わらない」団体は8団体(25.0%)である(図C-6)。

3. 母子部(母子グループ)の有無と活動状況

問7 貴団体には母子部(母子グループ)がありますか。

図C-7 母子部(母子グループ)の有無



寡婦世帯に対して比較的若年層である母子部(母子グループ)が、「ある」のは8団体(25.0%)で、「ない」という団体(22団体)が多数を占める。これは、単位団体の会員数が少ないことが一因であると考えられる。

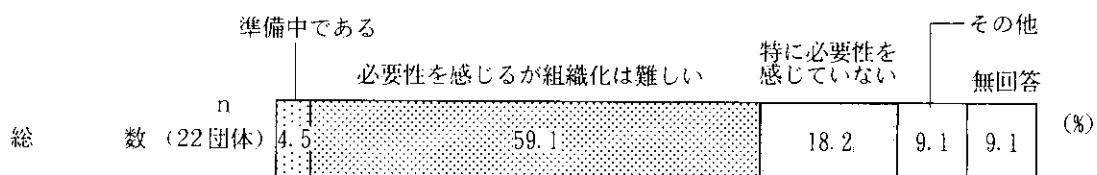
母子部を有する団体(8団体)の、平均母子部会員数は242.0人で、母子部としての独自予算をもっているのは4団体(50.0%)である。

独自の活動内容としては、「定例会」「バス旅行」「懇親会」などがあげられた(図C-7)。

母子部をもたない団体（22 団体）の、今後の母子部の組織化の意向をみると、「準備中である」団体は 1 団体（4.5%）で、13 団体（59.1%）は「必要性を感じているが組織化は難しい」と答えている。「特に必要性を感じていない」という団体は、4 団体（18.2%）である（図 C-8）。

S Q 2 貴団体では、母子部の組織化についてどのようにお考えですか。

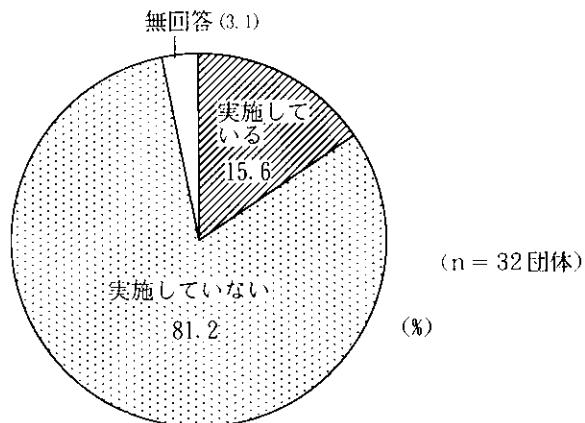
図 C-8 母子部組織化の意向



4. 会員対象の実態調査の実施状況

問 8 貴団体では、会員の動向やニーズを把握するため、会員対象の実態調査を実施されていますか。

図 C-9 会員対象の実態調査実施の有無



会員の動向やニーズを把握するため、会員対象の実態調査を「実施している」団体は 5 団体（15.6%）で、26 団体（81.2%）は「実施していない」と答えている（図 C-9）。

実施頻度をみると、「定期的に実施」しているのは 5 団体中 1 団体で、3 団体は「不定期に実施」している。

具体的な調査内容をみると、「児童扶養手当改訂にあたって」「ひとり親の意識調査アンケート」「会のより良い運営と今後のあり方を考える」などとなっている（表C-1）。

表C-1 会員対象の実態調査の調査名称（自由回答－抜粋）

児童扶養手当改訂にあたって
レクリエーションの内容の希望について
ひとり親の意識調査アンケート
父子、母子の生き方について
会のより良い運営と今後のあり方を考える（アンケート）
参加者の各種事業に対する希望、生活について（保育、住宅、就労、健康他）

5. 団体の事務的な仕事

団体の事務的な仕事の内容を、自由回答の形で具体的にあげてもらった（表C-2）。

問9 貴団体の事務的な仕事についてうかがいます。

(1) 主な仕事の内容を具体的に教えてください。

表C-2 団体の事務的な仕事の内容（自由回答－まとめ）

会員への行事案内・連絡 例：会員に出す通知及び連絡 各種行事の案内発信	7(21.9)
総会・理事会・役員会準備 例：総会のための資料作成 毎月1回の役員会準備	7(21.9)
行政との連携・交渉 例：市役所・母子福祉協議会との連絡・交渉等 社会福祉協議会との連絡	7(21.9)
収益事業 例：市役所売店の経営 売店・自販機等事業の人事と経理	6(18.8)
年間行事の準備 例：レクリエーションやお楽しみ会の準備 行事等の企画・準備	6(18.8)
会計・経理	5(15.6)
補助金等申請書類作成	4(12.5)
機関紙発行	3(9.4)
講習会・教室開催準備	2(6.3)
相談事業	2(6.3)
その他	4(12.5)

仕事の内容としては、「会員への行事案内・連絡」「総会・理事会・役員会準備」「行政との連携・交渉」をそれぞれ7団体（21.9%）が、「収益事業」と「年間行事の準備」をそれぞれ6団体（18.8%）があげている。

(2) 仕事はどこでどのように処理しておられますか。具体的に教えてください。

表C-3 事務的な仕事の処理（自由回答－抜粋）

○事務的な仕事を行う場所

会長・役員自宅	区民センター ・公共施設	その他
8(25.0)	8(25.0)	3(9.4)

○事務的な仕事の処理

社会福祉協議会に事務局的な仕事を依頼。
月1回の会合の時郵送。
事務所を借り、事務員1名が対応。
会員、知人の提供品衣料品や不要の新品衣料等を役員が協力し合って、会長宅で販売品として手を加え処理して店で売りに出す。その後の商品の保管は会長宅にておこなう。
会計は、事業ごとに会計と会長・副会長が打合せの後、担当者が処理。申請・報告は会長が処理。NSCについては事務局処理。他は役員・事務局処理。
事務所はない。行事の前後に会長宅、または会計宅に集まり、打ち合わせて行う。
通常の事務は会長が行っている。
役員会が事業等の決定機関だが、実質的には会長以下3~4名で処理。
理事の間で連絡を取り合い、役所の母子相談員に依頼。
会長、会計、書記の三役で分担して処理。
会長が自宅又は職場にてパソコンで処理。
役員と、行事担当者で出来る人だけ集って市民センター、ファミリーレストランなどで打ち合わせ、印刷、発送している。
役員が自宅で都母協からの依頼、会で役員会を開いた時の記録等を行う。総会の資料などは社会福祉協議会へ依頼。

団体の事務的な仕事の処理は、回答の中から場所だけをとりあげてみると、「会長・役員自宅」と「区民センター・公共施設」が中心となっている。

また、仕事の処理の仕方としては、「月1回の会合の時郵送」「通常の事務は会長が行っている」「会長、会計、書記の三役で分担して処理」など、団体によって様々である（表C-3）。

6. 団体の活動内容

問 10 貴団体の活動内容を具体的に教えてください。(主なものから5つまで)

表C-4 団体の活動内容(自由回答－まとめ)

日帰りレクリエーション、旅行 例：区主催の母子・父子家庭日帰りレクリエーション随行 日帰りバスハイク	16(50.0)
総会	12(37.5)
イベント、地域行事への参加 例：環境まつり、リサイクルイベントに参加 地区まつりに参加	11(34.4)
1泊旅行、レクリエーション 例：1泊親睦旅行 1泊レクリエーション(研修会)	9(28.1)
研修会、施設見学 例：施設見学会の実施 市内施設訪問・見学	9(28.1)
バザー	8(25.0)
新年会	8(25.0)
自立促進講習会 例：パソコン講習会	7(21.9)
機関紙、機関紙発行	6(18.8)
親睦会、懇親会	6(18.8)
旅行、親睦旅行	5(15.6)
売店運営、出店	5(15.6)
役員会	4(12.5)
クリスマス会	4(12.5)
児童に祝金、図書券交付	4(12.5)
休養ホーム事業	2(6.3)
清掃活動	2(6.3)
定例会	2(6.3)
赤い羽根共同募金への協力	2(6.3)
相談事業	2(6.3)
その他	14(43.8)

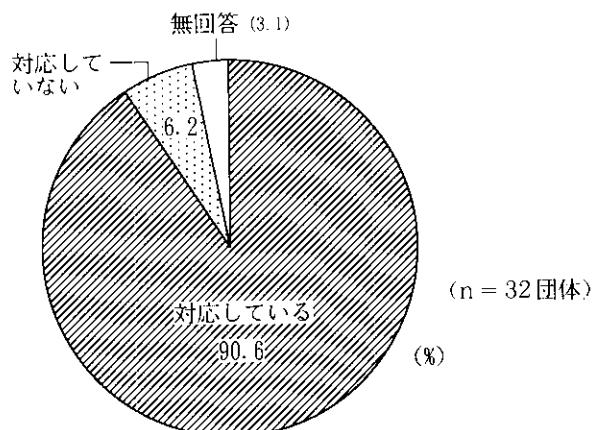
母子寡婦福祉会(単位団体)の具体的な活動内容としては、「日帰りレクリエーション、旅行」を16団体(50.0%)が行っている。次いで「総会」が12団体(37.5%)、「イベント、地域行事への参加」が11団体(34.4%)などとなっている(表C-4)。

7. 相談活動・相談事業の実施状況

次に、団体における相談活動・相談事業の実施状況をみると、会員や会員以外の当事者からの相談に「対応している」団体は、32 団体中 29 団体（90.6%）で、その実施割合は都道府県等団体と同様である（図 C-10）。

問 11 貴団体では、会員や会員以外の当事者からの相談に対応していますか。

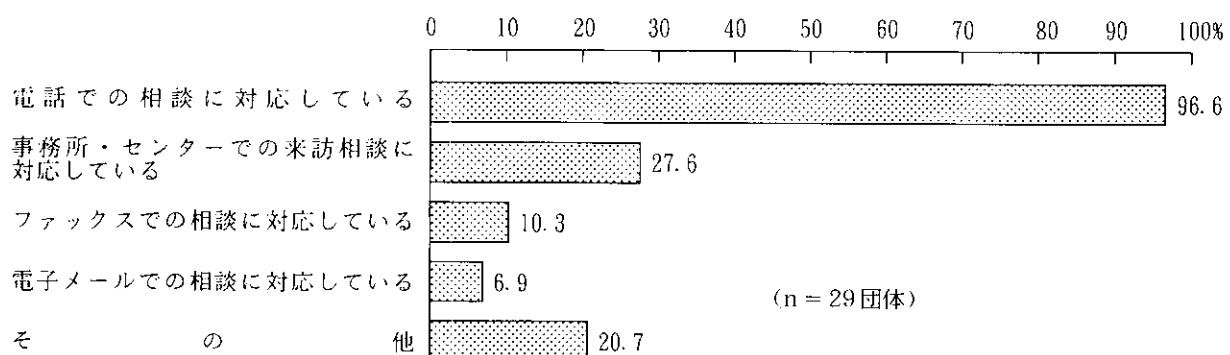
図 C-10 相談活動・相談事業の実施の有無



対応方法としては、「電話での相談に対応している」が相談事業実施 29 団体中 28 団体（96.6%）と際立って多く、次いで「事務所・センターでの来訪相談に対応している」が 8 団体（27.6%）となっている。電子メールでの相談に対応している団体は少ない（図 C-11）。

問 12 どのような方法で対応していますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

図 C-11 当事者からの相談への対応方法

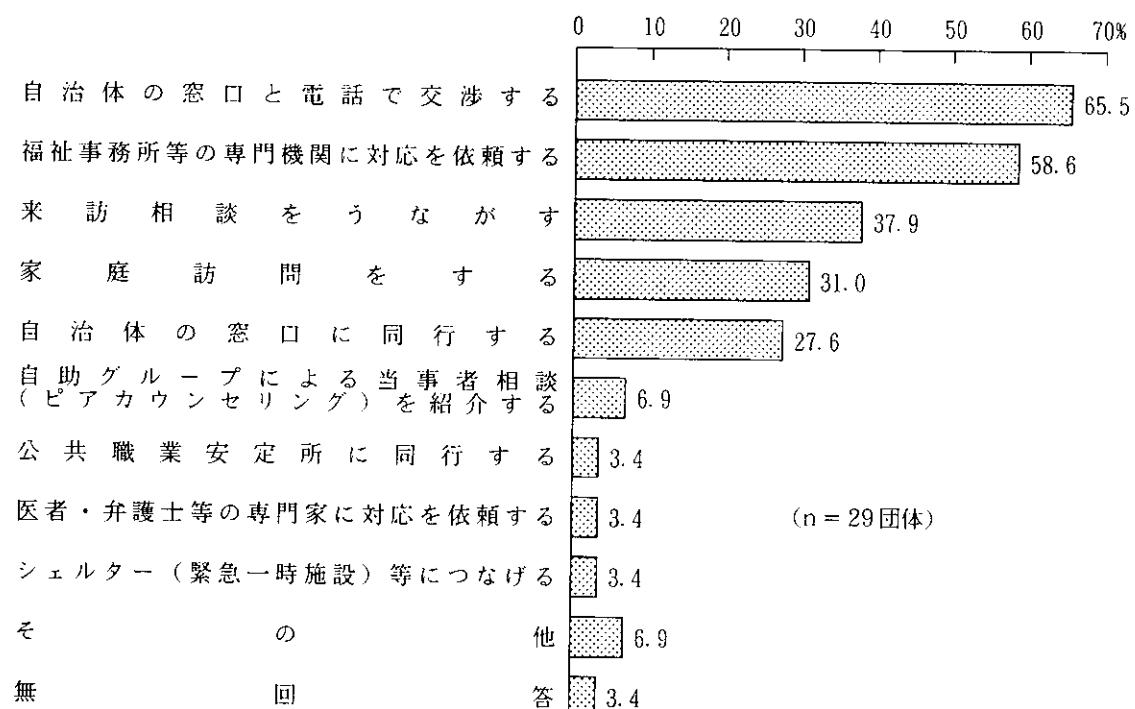


さらに、問題解決のための対応を聞いたところ、「自治体の窓口と電話で交渉する」が19団体(65.5%)、「福祉事務所等の専門機関に対応を依頼する」が17団体(58.6%)で上位にあげられ、都道府県等団体と同様である。しかし、都道府県等団体では44団体中24団体が対応して、第3位にあげられた「医者・弁護士等の専門家に対応を依頼する」は、母子寡婦福祉会(単位団体)では29団体中1団体が対応するにとどまっている。

一方、「家庭訪問をする」「自治体の窓口に同行する」といった対応は、都道府県等団体よりも高い比率となっている(図C-12)。

問13 問題解決のために次のような対応をすることがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

図C-12 問題解決のための対応方法



8. 相談事業の課題や問題点

相談事業について、全体としての課題や問題点を聞いたところ、相談事業を実施している 29 団体のうち 18 団体 (62.1%) から、指摘があった (表 C-5)。

問 14 相談事業について、全体としての課題や問題点があれば教えてください。

表 C-5 相談事業の課題や問題点（自由回答－抜粋）

利用者がほとんどいない。（2 団体）
公の窓口が区によってさまざま案内が十分できない。また、対応する会員も仕事を持つていそがしいため、相談者への同行・交渉等はできない。
公共機関の相談窓口等を知らない人が多い。
単位団体で出来ることには限界があり、公の機関に紹介すること位しかできない。
役員の高齢化で若い母子との年代間ギャップがある。
相談員は日常勤務している為自治体を紹介をして直接相談して頂くようにしている
ひとり親家庭になる直前の対応（DV等による）を都母子相談員と協力を試みたが、現体制では困難であると判断。

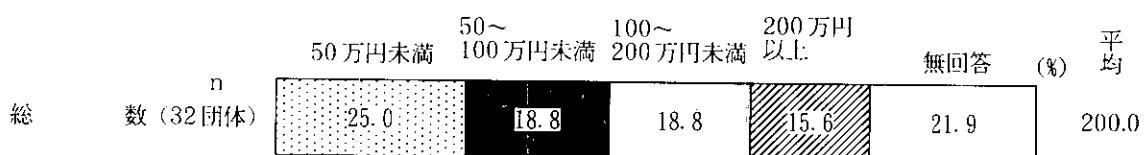
内容をみると、「利用者がほとんどいない」ことを問題視する団体は 2 つあった。また、「単位団体で出来ることには限界があり、公の機関に紹介すること位しかできない」「役員の高齢化で若い母子との年代間ギャップがある」などが指摘されている。

9. 財政基盤について

次に、団体の財政基盤について聞いた（図 C-13）。

問 15 貴団体の 2001（平成 13）年度の予算は全体でいくらですか。また、財源の有無と近年の動向について教えてください。

図 C-13 2001 年度の予算額



まず、2001 年度の予算額をみると、「1,000 万円未満」が 32 団体中 24 団体で (75.0%) で、最低年間 8 万円から最高で 1,498 万円までの幅があり、平均すると 200 万円となる。

財源の有無をみると、“会費”はすべての団体（32 団体）で、“補助金”は 32 団体中 28 団体（87.5%）で、“事業収入”は 32 団体中 22 団体（68.7%）で、それぞれ財源として「あり」と答えており、全体では多数を占める。

一方、“寄付金”が財源としてあるのは 32 団体中 12 団体（37.5%）、“委託費”は 32 団体中 2 団体（6.2%）で、都道府県等団体（“寄付金” 59.1%、“委託費” 100.0%）と比べても、財源として確保している割合は低い。

それぞれの財源の近年の動向としては、“会費”“補助金”“事業収入”等は「変わっていない」（“会費”19 団体、“補助金”14 団体、“事業収入”10 団体）が最も多くなっており、すべての財源で「減っている」が多数を占めた都道府県等団体よりは、変動が小さい（表 C-6）。

表 C-6 財源の有無（左）と近年の動向（右）

	あり	なし	無回答	(%)		
	n (団体)	増えて いる	変わら ない	減って いる	その他	無回答
ア) 会 費	100.0	—	—	59.4	37.5	—
イ) 補 助 金	87.5	12.5	—	50.0	46.4	3.6
ウ) 委託費・その他	6.2	59.4	34.4	50.0	—	—
エ) 事 業 収 入	68.7	28.1	3.1	45.5	36.4	13.6
オ) 寄 付 金	37.5	50.0	12.5	33.3	50.0	16.7
カ) そ の 他	46.9	15.6	37.5	40.0	60.0	—

⇒

n (団体)	増えて いる	変わら ない	減って いる	その他	無回答
32	—	59.4	37.5	—	3.1
28	—	50.0	46.4	3.6	—
2	50.0	50.0	—	—	—
22	4.5	45.5	36.4	13.6	—
12	—	33.3	50.0	16.7	—
5	—	40.0	60.0	—	—

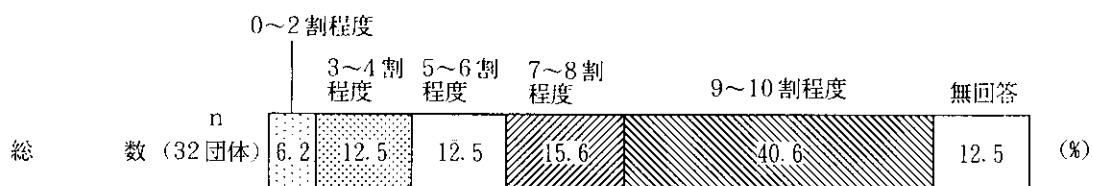
1 年間の会費の金額は、最低 300 円から最高 10,000 円までの幅があり、年間 1,000 円である団体が 15 団体と最も多くなっている。平均は 1,120.0 円である。

2001 年度の会費納入率（徴収率）は、「9～10 割程度」が 32 団体中 13 団体（40.6%）で、「7～8 割程度」が 5 団体（15.6%）、「5～6 割程度」と「3～4 割程度」がともに 4 団体（12.5%）と、都道府県等団体に比べ納入率がやや低い（図 C-14）。

未納者に対しては、「おりをみて督促している」団体が 32 団体中 9 団体（28.1%）で、11 団体（34.4%）は「特に何もしていない」と答えている。

- 問16 問15の「ア会費」の「a 財源の有無」で「2 あり」と答えた、予算に会費収入が含まれている団体にうかがいます。
- 貴団体の会費は年間でいくらですか。
 - 2001(平成13)年度の会費の納入率(徴収率)はどの程度ですか。
 - 会費の未納者に対して、どのような対応をしていますか。

図C-14 2001年度会費納入率

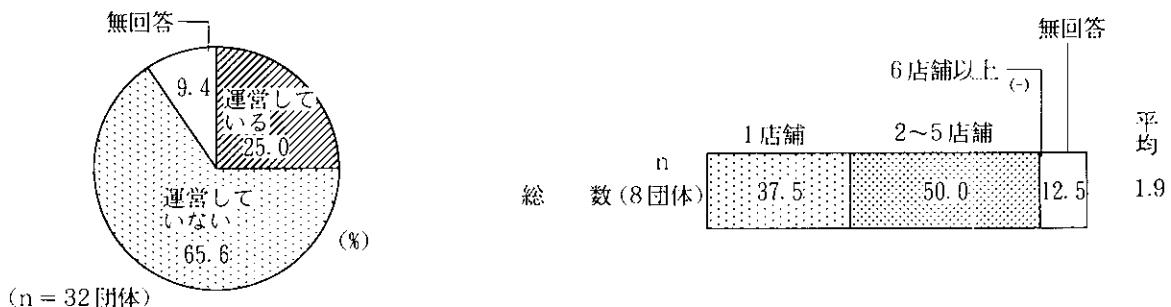


10. 収入をともなう活動

“売店の運営”“自動販売機の設置”“物資販売”“その他”的、収入をともなう活動実施状況を聞いた。

- 問17 収入をともなう活動についてうかがいます。貴団体自身が直接実施・運営しているかどうかでお答えください。
- (1) 売店の運営について

図C-15 売店運営の有無(左)と店舗数(右)

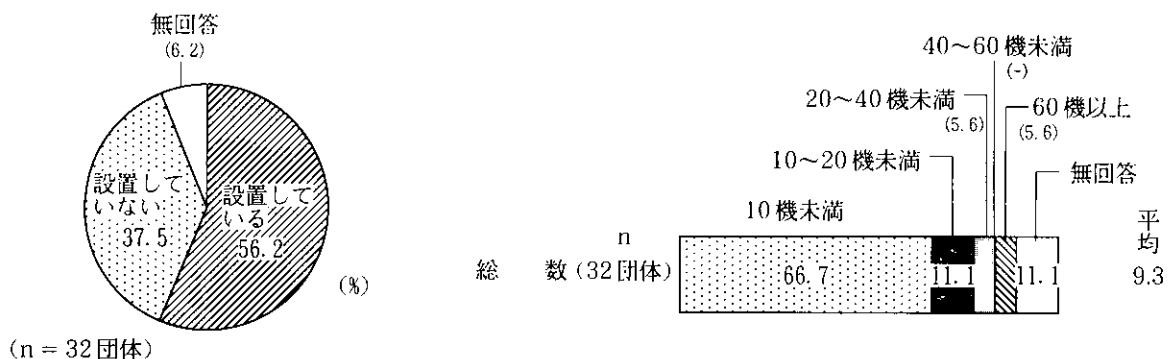


“売店”を「運営している」団体は32団体中8団体(25.0%)で、その店舗数は平均1.9店舗である。売店の種類としては、「菓子」「飲み物」「喫茶店」「市役所売店」などである。また、売店で働く総従業員数の平均は4.9人となっている(図C-15)。

さらに、近年の動向は、「売上げが減っている」が8団体中6団体(75.0%)で、困っていることとしては「人件費を十分に支払えない」「売上げが減少している」などである。

(2) 自動販売機の設置について

図 C-16 自動販売機の設置の有無（左）と設置台数（右）



自動販売機を「設置している」団体は32団体中18団体(56.2%)で、そのうち12団体(66.7%)は設置台数「10機未満」で、平均すると9.3台になる(図C-16)。

近年の動向をみると、「売り上げが減っている」団体が18団体中7団体(38.9%)、「とくに変わらない」団体が5団体(27.8%)で、「売り上げがあがっている」という団体は2団体(11.1%)である。

自動販売機を設置する意義や効果を聞いたところ、自動販売機を設置している18団体のうち16団体(88.9%)から回答があった。その内容をみると、「団体活動の運営資金の確保」を7団体(38.9%)があげている(表C-7)。

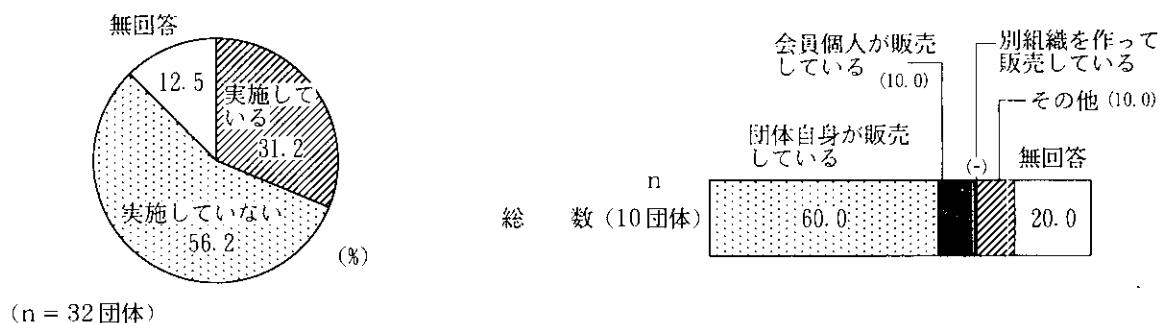
表C-7 自動販売機設置の意義や効果（自由回答－まとめ）

団体活動の運営資金の確保	7(38.9)
例：会の運営費捻出のため 売り上げ金は会の運営資金として活用している 会の財源として、活動費用に使用	
人件費がかからない	3(16.7)
利用者へのサービス提供	2(11.1)
その他	3(16.7)

一方、自動販売機を設置して困っていることとしては、「区の協力が得られない」「苦情に対応できない」などがあげられている。

(3) 物資販売について

図 C-17 物資販売の実施の有無（左）と販売形態（右）



物資販売を「実施している」のは、32 団体中 10 団体 (31.2%) で、そのうち 6 団体は「団体自身が販売している」と答えており（図 C-17）。

物資販売を「実施していない」団体（18 団体）の、今後の実施意向としては、「かつて実施していたが休止している」と「実施する予定はない」という団体とともに 6 団体 (33.3%) で、「これから実施する予定がある」団体はない。

物資販売を実施している母子寡婦会（10 団体）が販売している物品としては、「一般食品」を 6 団体 (60.0%) で取り扱っている（表 C-8）。

また、その販売対象・販売内容としては、「会員及び一般（店頭に陳列）」「バザー」「施設利用者が現金で購入」などである（表 C-9）。

表 C-8 販売している物品の内容（自由回答－まとめ）

洋服・衣類	健康食品	一般食品	化粧品	日用品	事務用品	D P E
2(20.0)	2(20.0)	6(60.0)	1(10.0)	2(20.0)	2(20.0)	1(10.0)

表 C-9 販売対象・販売方法（自由回答－抜粋）

会員及一般（店頭に陳列）
地域や社会福祉協議会のイベントに出店し団体の運営資金にしている
バザー
施設利用者が現金で購入
口コミで来店
公共施設への来訪者、手売り、自販機
年1回年末に実施

さらに、物資販売の意義や効果としては、「資金を自ら作り出すことへの意識づけ」「無駄をはぶき手を加えてリサイクル品と共に販売、品物の大切さを知る」「会の運営のための資金づくり。会員相互の協力により親睦がはかれる」など、活用運営資金をつくり出すとともに、会員の意識啓発、相互協力といった効果も生まれているようである（表C-10）。

表C-10 物資販売の意義や効果（自由回答－抜粋）

資金を自ら作り出すことへの意識づけ。
無駄をはぶき手を加えてリサイクル品と共に販売、品物の大切さを知る。
会の運営のための資金作り。会員相互の協力により親睦がはかれる。
年間を問わず常に知り合いが来る。
会の行事資金、従業員の生活費として活用。
ばらつきはあるが一定の収入源であり又拠点として利用している。

一方、困っていることとしては、「売り上げが減っている」「一般市場との価格競争」「会員の高齢化で販売者に活力がない」などとなっている（表C-11）。

表C-11 物資販売をするうえで困っていること（自由回答－抜粋）

売上げが減っている（2団体）
一般市場との価格競争
会員の高齢化で販売者に活力がない。
近くにバザーの出来る適当な場所がないこと
消費者の利用形態が（社会情勢）が変ってしまった

“売店運営”“自動販売機設置”“物資販売”以外の収入をともなう活動の実施状況としては、32団体中8団体（25.0%）が回答し、「バザー」「委託事業」などをあげている。

その意義や効果としては、「会員の交流ができる」を4団体があげており、収益だけが目的でないことがわかる。

一方、困っていることとしては、「寡婦は協力的だが、母子が集まらない」「品物の保管場所や処理」などがあげられた。

11. 財政基盤について困っていること

次に、財政基盤について困っていることを自由にあげてもらったところ、8団体から回答があった（表C-12）。

問18 財政基盤について困っていること、ご意見等があれば自由にご記入ください。

表C-12 財政基盤について困っていること（自由回答－まとめ）

自治体からの助成金の減少・不足 例：区からの補助金が削減されてしまった 区からの補助金の打ち切りに対する代案がない	6(18.7)
新たな財源確保の困難 例：新しい財源を得る方法がない	2(6.3)

その内容としては、「自治体からの助成金の減少・不足」が6団体（18.7%）、「新たな財源確保の困難」が2団体（6.3%）となっている。

12. 最近とくに話題になっていること

“母子世帯”“寡婦世帯”“父子世帯”について、それぞれ団体のなかで最近とくに話題になっていることを聞いた（表C-13）。

問19 ひとり親世帯の生活問題や福祉施策に関して、貴団体のなかで最近とくに話題になっていることはどのようなことでしょうか。

表C-13 特に話題になっていること（自由回答－まとめ）

○母子世帯について

就労問題、リストラの不安 例：安定した就業先がなくなっていること 経済的に自立したいとは思っていても、仕事がない	7(21.9)
保育施設の充実、子育て支援の必要性 例：保育の問題。子どもが病気のときの処し方	6(18.8)
住宅問題	6(18.8)
会員加入促進の必要性 例：会員が高齢化しており、若手世帯の加入が困難	5(15.6)
児童扶養手当の見直し・改正問題	3(9.4)
若い母子との意識の隔差 例：入会しても、協力して会を盛り上げようという気がない	3(9.4)
その他	2(6.3)

図 C-13・つづき

○寡婦世帯について

就労問題 例：仕事がなくて、生活が苦しい	5(15.6)
健康	5(15.6)
住宅問題	3(9.4)
介護、介護保険	2(6.3)
高齢化	2(6.3)
老後の生活	2(6.3)
その他	1(3.1)

○父子世帯について

子どもの友人、学校関係	1(3.1)
子どもと接する時間が少ない	1(3.1)

母子世帯については、32 団体中 21 世帯（65.6%）から回答があった。

内容としては、「就労問題、リストラの不安」を 7 団体（21.9%）、「保育施設の充実、子育て支援の必要性」と「住宅問題」をともに 6 団体（18.8%）あげている。都道府県・政令指定市の母子寡婦福祉団体では目立って多くあげられた「児童扶養手当の見直し・改正問題」をあげたのは 3 団体（9.4%）であった。

寡婦世帯については、32 団体中 14 団体（43.7%）が回答を記入している。内容としては、「就労問題」と「健康」を 5 団体（15.6%）あげている。

父子世帯について具体的な話題の内容を記載したのは 2 団体にとどまり、内容は「子どもの友人、学校関係」と「（父親が）子どもと接する時間が少ない」である。

13. 管轄地域内の母子・父子・寡婦の当事者団体（自助グループを含む）の有無

問 20 責団体が管轄している地域において、責団体以外に母子・父子・寡婦の当事者団体（自助グループを含む）はありますか。ある場合は下記の表にもお答えください。

図 C-18 管轄地域内の母子・父子・寡婦の当事者団体の有無

n 総 数 (32 団体)	ある	な い	わからぬ	無回答	(%)
	6.2	50.0		28.1	15.6

対象となった東京都母子寡婦会（単位団体）（32 団体）がそれぞれ管轄する地域内に、他に母子・父子・寡婦の当事者団体（自助グループを含む）が「ある」という団体は 2 団体（6.2%）にとどまり、対象は「母子と父子」、母子寡婦会との交流は「よくある」と「まったくない」に、1 団体ずつにわかれた（図 C-18）。

14. 今後力をいりていきたい活動

東京都の母子寡婦会（32 団体）に、今後力を入れていきたい活動をきいたところ、22 団体（68.7%）から回答があった（表 C-14）。

問21 貴団体はこれからどのような活動に力をいりていきたいと考えておられますか。自由にご記入ください。

表 C-14 今後力をいりていきたい活動（自由回答－まとめ）

母子部の設立・若年母子会員の加入促進 例：若いお母さん達が、会に対して参加意識を強くして欲しい	9(28.1)
若年母子会員の募集強化	
会員、役員が高齢化しているので、母子世帯を入れたい	
団体の広報活動を積極的に行い、会員の加入促進をはかる	2(6.3)
子育て支援事業推進	2(6.3)
相談事業の体制強化 例：増加する若年母子家庭の相談事業を充実したい	2(6.3)
自立促進講習会の拡充	1(3.1)
若年リーダーの養成	1(3.1)
その他	1(3.1)

今後、力を入れていきたい活動として最も多くあげられたのは、都道府県等団体と同様に、「母子部の設立・若年会員の加入促進」で 9 団体（28.1%）があげている。また、「団体の広報活動を積極的に行い、会員の加入促進をはかる」「子育て支援事業推進」「相談事業の体制強化」は、それぞれ 2 団体（6.3%）があげている。

15. 行政に対する意見や要望

最後に、行政に対する意見や要望を、“国”“都道府県”“市区町村”にわけて聞いた。

まず、国に対しては、32 団体中 13 团体（40.6%）が要望をあげている（表 C-15）。

内容としては、都道府県等団体と同様に、「児童扶養手当制度の改正を見直して欲しい」を 3 団体があげて、要望としては強くなっている。また、「雇用の安定」「住宅対策」「病児保育」「学童保育」の問題など、要望は多岐にわたっている。

問 22 行政に対して意見や要望等があれば教えてください。

表 C-15 国に対する意見や要望（自由回答－抜粋）

児童扶養手当制度の改正を見直して欲しい（3 団体）
母子家庭の人達が安心して生活出来るような政策をしてほしい
住宅・就労・学童の時間・年令延長への支援をお願いしたい
景気回復策、雇用の案定、弱者への福祉切り捨てをしないで下さい。
病児保育、住宅対策（公営住宅の有期限化）、ひとり親家庭の作業所
安心して生活できるような仕事がほしい。社会を経済的にも安定させてほしい。
父親の養育費の確保
公営住宅への優先入居

次に、都道府県に対しては、12団体（37.5%）から回答があった（表C-16）。

内容をみると、「ひとり親家庭に対して、衣食住の困る場合には一時的に即座に対応してほしい」「体力強化および委託事業の活性化の為にも、会のPRと周知に協力してほしい」「東京都の母子家庭及び寡婦自立促進講習会を増やして欲しい」など、様々である。

表C-16 都道府県に対する意見や要望（自由回答－抜粋）

ひとり親家庭に対して、衣食住の困る場合には一時的に即座に対応してほしい
体力強化および委託事業の活性化の為にも、会のPRと周知に協力してほしい。
景気快復策、雇用の案定、弱者への福祉切り捨てをしないで下さい。
病児保育、住宅対策（公営住宅の有期限化）、ひとり親家庭作業所
母子家庭を都営住宅を優先的に入れてほしい。母子団体に補助金を出してほしい。
東京都の母子家庭及び寡婦自立促進講習会を増やして欲しい、
「東京都一人親家庭総会支援事業」が実現できるよう区市町村を誘導して欲しい。補助制度の創設ばかりでなく実施へ力を入れて欲しい
児童育成手当の増額
ひとり親家庭休養ホームの利用回数を増やしてほしい

市区町村に対する意見や要望は、16団体（50.0%）が記述しており、行政への要望としては、最も多くなっている（表C-17）。

内容をみると、「講習会のために、土曜日、日曜日、祭日に区の施設が使用させてほしい」「ひとり親数を調査し、団体に連絡してほしい」「母子会に自動販売機を設置する場所を提供してほしい」など、より日々の活動に則した要望が出されている。

表C-17 市区町村に対する意見や要望（自由回答－抜粋）

講習会のために、土曜日、日曜日、祭日に区の施設が使用させてほしい
ひとり親数を調査し、団体に連絡してほしい
母子会に自動販売機を設置する場所を提供してほしい
担当部・課長に、もっと現状を理解してほしい
福祉団体として認めてほしい。市民センター等の施設を優先的に使用させてほしい。
余りにも機械的で冷めたい。頼りにする気が無くなる。
受身である「東京都ひとり親家庭総会支援事業」の予算を組んで欲しい
就労の安定
ひとり親家庭向けに、以前行っていた日帰りバス旅行を再開してほしい

第三章 政令指定市ヒアリング調査

政令指定都市のひとり親家族施策の実施状況については、昨年度の自治体調査において、都道府県・中核市・東京 23 区とともにすでに概要を把握した。今年度のヒアリング調査では、昨年度の調査研究で明らかとなった課題を掘り下げるために政令指定都市の担当課を訪問し、事前に用意したヒアリング項目に沿って実施した。ヒアリング項目は、①事業委託の現状と課題、②ひとり親施策の位置づけ、③ひとり親施策と関連施策との関係、④ひとり親施策の今後と自治体の動向の 4 点である。項目は多岐にわたるため、本報告書では、第Ⅱ章の母子寡婦福祉団体調査との関連を踏まえ、母子家庭等介護人派遣事業に関する項目を中心に報告する。

ヒアリング調査にご協力いただいた担当課は下記のとおりである。以下では自治体名をランダムに振り分け A～M 市として表現する。

政令指定都市	担当課
札幌市	保健福祉局 児童家庭部 児童家庭課 児童家庭係
仙台市	健康福祉局 こども家庭部 こども企画課 保健福祉係
千葉市	児童保健福祉課 母子保健福祉係
川崎市	福祉局 児童福祉部 児童家庭課 児童家庭係
横浜市	福祉局 児童福祉部 児童家庭課 児童家庭係
名古屋市	健康福祉局 児童家庭部 児童課 児童家庭係
京都市	保健福祉局 福祉部 児童家庭課 子育て支援係
大阪市	健康福祉局 福祉本部 児童施策部 児童福祉課
神戸市	児童福祉部 児童家庭課 母子養護係
広島市	社会局 児童福祉課 児童係
北九州市	保健福祉局 生活福祉部 児童家庭課 / 保健医療部 保険年金課
福岡市	保健福祉局 児童家庭部 児童家庭課

1. 実施の有無、実施方法、委託先、委託先選定の理由

母子家庭等介護人派遣事業については、全 12 の政令指定都市が委託事業として実施している（図表 1）。委託先は、市の母子寡婦福祉団体が存在しない 1 市以外は、すべて市の母子寡婦福祉団体である。

母子寡婦福祉団体に委託している理由は、「制度発足当初からの委託先なのでとくに理由は考えたことがない」「国の要綱に『委託できる』と書いてあるから」という回答もあったが、より積極的には、①ひとり親世帯の状況をよく理解している当該者が援助するほうが直接的な援助だけでなく相談相手にもなれるのではないかという期待、②団体会員という人材がいることから介護人の選定を団体に任せられるうえに介護人手当を通して当事者の生活の一助となりうるという理由、③事業を委託することで団体の組織拡大や育成を支援するという理由、があった。

①の理由については、当事者の実態調査や利用者の声から同じひとり親世帯の当事者を派遣してほしいというニーズを確認しているという自治体は存在せず、市の担当者の期待や想像の範囲にとどまっている。しかし事業実績や利用世帯数が総じて少ないとから、「果たしてそのような（相談相手という）

需要はあるのか」という声もあげられていた。

また②の理由についても、「介護人が高齢化しており子どもの遊び相手など利用者のニーズに対応できない面もある」「派遣実績が少ないので介護人に仕事を保障できるだけのものではない」などの現状が指摘されていた。

しかしながら、事業委託を市の直営事業にする方向性は、すべての自治体で否定された（「市全体の事業が直営から離れてきているので直営になることはありえない」「申し込みの電話を受けて介護人に電話してということのために職員1人をはりつけるのは市の財政状況から厳しい」「民間にできることは民間にという方向」等）。

③の団体の育成という理由は、介護人派遣事業を通して当事者と当事者がつながりあうことができるという①の期待の波及効果であり、団体の組織拡大のきっかけにもなるという期待である。しかしたとえばC市では、団体の自主財源が減っているなかで委託を引き上げると団体の事務職員の雇用や報酬に影響が出てくるので委託を継続せざるを得ないという、団体を存続するために必要な事業になっているという一面も指摘されていた。

図表1 介護人派遣事業の実施の有無、実施方法、委託先、委託先選定の理由

政令指定都市	実施の有無	実施方法、委託先	委託先選定の理由
A市	有	委託 母子寡婦福祉団体	○介護人の先輩が同じ苦労をしたことがあるから、介護を通して悩みの相談を受け付けながらできるのではないかという期待。介護をきっかけに日常的に地域で連携ができたらいといふ考え方。
B市	有	委託 母子寡婦福祉団体	○当事者の事情がよくわかるのではないかという期待。 ○介護人の人手もあるのではないかという期待。 ○団体の育成も兼ねている。
C市	有	委託 母子寡婦福祉団体	○団体の育成。市の委託がなくても団体が存続しうるような自主財源がないから。
D市	有	委託 母子寡婦福祉団体	○とくに考えたことはない。制度発足当初から。
E市	有	委託 母子寡婦福祉団体	○当事者同士のコミュニケーションを図る機会を提供できる。当事者団体がやることに意義があるといふ考え方から。 ○団体の組織拡大のきっかけにもなるので。
F市	有	委託 母子寡婦福祉団体	○国の要綱に「委託できる」とあるから。 ○介護人の選定の面からも団体のほうがよい。
G市	有	委託 母子寡婦福祉団体	○国の要綱に「委託できる」とあるから。
H市	有	委託 社会福祉協議会	○市の母子寡婦福祉団体が存在しないため。市が社協に委託していた高齢者・障害者の介護人派遣事業に、ひとり親世帯も対象とする形で委託。
J市	有	委託 母子寡婦福祉団体	○そもそも事業の成り立ちに団体の相互扶助的な活動がベースにあったから。 ○当事者同士なので母子家庭の家庭の状況をより深く理解している方を介護人として確保しやすいといふ期待。
K市	有	委託 母子寡婦福祉団体	○当事者に任せたほうがよいといふ判断。 ○国の要綱でも「委託できる」とあるから。
L市	有	委託 母子寡婦福祉団体	○ひとり親に関わる事業は団体に集約させるといふ考え方から。
M市	有	委託 母子寡婦福祉団体	○相互扶助的な考え方。人材の面。母子家庭の方を母子家庭の方がお手伝いすれば相談相手にもなれるといふ期待。 ○ボランティア的であっても手当が出るので介護人である方の生活の一助になるから。